

資料提供

令和6年9月6日（金）
防災・危機管理部原子力安全対策課
担当 榎本、宮下
内線 2915
外線 029-301-2916

高速実験炉「常陽」の新增設等計画の事前了解について

原子力機構大洗研究所の高速実験炉「常陽」の新規制基準に適合するための安全対策工事に係る新增設等計画※について、本日、別添のとおり了解しましたので、お知らせいたします。

なお、隣接市町村からの意見も踏まえ、安全性を高めるための工事を着実に進めることや、当該工事の目的や進捗状況を地域住民に対し十分な周知を図ることについて併せて要請をしました。

※新增設等計画

原子力施設周辺の安全確保及び環境保全に関する協定（原子力安全協定）第5条第1項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所長から平成29年3月30日付けで提出（平成30年10月26日付け、令和3年12月2日付け、令和5年2月22日付け、令和5年4月19日付け及び令和5年8月18日付けで一部変更）



原対第308号
令和6年9月6日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
大洗研究所
所長 吉武 庸光 殿

茨城県知事 大井川 和彦

新 増 設 等 計 画 の 了 解 に つ い て

平成29年3月30日付け28原機（大管）133（平成30年10月26日付け30原機（大管）079、令和3年12月2日付け令03原機（大管）98、令和5年2月22日付け令04原機（大管）115、令和5年4月19日付け令05原機（大管）009及び令和5年8月18日付け事務連絡（施設の建設（改造）計画の変更）により一部変更）をもって、原子力施設周辺の安全確保及び環境保全に関する協定第5条第1項の規定に基づき協議のあった下記の新增設等計画については、了解する。

なお、隣接市町村の意見も踏まえ、安全性を高めるための工事を着実に進めるとともに、当該工場の目的や進捗状況について地域住民に対し十分な周知を図ることを要請する。

記

1 新增設等計画の種別
施設の変更

2 施設の名称
高速実験炉原子炉施設（「常陽」）

3 新增設等計画の目的及び概要

高速実験炉原子炉施設（「常陽」）に関して、「試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則」等へ適合させるため、熱出力の変更、原子炉本体（炉心）の一部変更、後備炉停止系の設置及び中央制御室外原子炉停止盤の設置に伴う計測制御系統施設の一部変更並びに多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止のための資機材の配備に伴うその他試験研究用等原子炉の附属施設の一部変更を行う。